

事務連絡  
平成30年7月19日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成30年3月30日障発0330第4号）を別紙1のとおり、「「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（平成30年3月30日障発0330第5号）を別紙2のとおり、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3」（平成30年5月23日付け事務連絡）を別紙3のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

- 別紙1 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

No.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 35 18行目 (改正後)	<p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	<p>⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについてについて</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>
2	P. 105 4行目 (改正後)	<p>(二) 重度障害者支援加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに700単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p>	<p>(二) 重度障害者支援加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに700単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p>
3	P. 110 23行目 (改正後)	<p>⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	<p>⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>
4	P. 119 16行目 (改正後)	<p>⑨ 短期利用加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p>なお、平成30年3月31日までに指定短期入所等を利用し</p>	<p>⑨ 短期利用加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、例え過去に利用実績のある利用者が、一定の期間が経過した後、再度利用する場合にも算定可能である。例えば4月1日から連続40日間利用した後、5月15日か</p>

		ていた利用者については、平成 31 年 3 月 31 までの間は、1 年間に通算して 30 日を超えての算定を可能とする。	ら新たに利用を開始した場合も 30 日目までは算定可能とする。また、定期的に利用している場合であっても連続 30 日を超えない限り算定可能である。ただし、1 年間に通算して 30 日を限度として算定する。 なお、平成 30 年 3 月 31 日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成 31 年 3 月 31 までの間は、1 年間に通算して 30 日を超えての算定を可能とする。
5	P.129 22 行目 (改正後)	(二) 報酬告示第 7 の 11 のロの特別重度支援加算(Ⅱ)については、第 556 号告示 <u>第 8 号</u> の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。  以下、今回省略	(二) 報酬告示第 7 の 11 のロの特別重度支援加算(Ⅱ)については、第 556 号告示 <u>第 7 号</u> の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。  以下、今回省略
6	P.135 24 行目 (改正後)	③ 2 人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について  報酬告示第 8 の 1 の注 2 の 2 人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）を行った場合の取扱いについては、 <u>2 の (1) の⑬の (-)</u> の規定を準用する。	③ 2 人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について  報酬告示第 8 の 1 の注 2 の 2 人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）を行った場合の取扱いについては、 <u>2 の 2 の (1) の⑬の (-)</u> の規定を準用する。
7	P.136 24 行目 (改正後)	⑨ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて  報酬告示第 8 の 2 の 5 の地域生活移行個別支援特別加算については、 <u>3 の (2) の⑯</u> の規定を準用する。	⑨ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて  報酬告示第 8 の 2 の 5 の地域生活移行個別支援特別加算については、 <u>3 の (6) の⑯</u> の規定を準用する。

		<p>⑩ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の6の精神障害者地域移行特別加算については、3の<u>(2)</u>の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑪ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の7の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の<u>(2)</u>の⑯の規定を準用する。</p>	<p>⑩ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の6の精神障害者地域移行特別加算については、3の<u>(6)</u>の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑪ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の7の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の<u>(6)</u>の⑯の規定を準用する。</p>
8	P.146 21行目 (改正後)	<p>(ニ) 体験宿泊支援加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<u>指定地域相談支援</u>に要する費用に関する基準（平成24年厚生労働省告示第<u>124</u>号。地域相談支援報酬告示。以下「地域相談支援報酬告示」という。）第1の5の体験宿泊加算を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。体験宿泊支援加算の算定期間中にあっては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。</p>	<p>(ニ) 体験宿泊支援加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<u>指定計画相談支援</u>に要する費用に関する基準（平成24年厚生労働省告示第<u>125</u>号。地域相談支援報酬告示。以下「地域相談支援報酬告示」という。）第1の5の体験宿泊加算を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。体験宿泊支援加算の算定期間中にあっては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。</p>
9	P.160 21行目 (改正後)	<p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」（昭和47年7月6日付け社更第107号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>	<p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」（昭和47年7月6日付け社更第107号厚生省社会・援護局長）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>
10	P.163 15行目 (改正後)	<p>⑪ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第10の8の2の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。 (一) 対象者の要件</p>	<p>⑪ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第10の8の2の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。 (一) 対象者の要</p>

		以下、今回省略	以下、今回省略
11	P. 216 20 行目 (改正後)	<p>(二) 指定を受けた日から 1 年間の就労継続支援 B 型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第 14 の 1 の注 4 の 2 については、新規指定の就労継続支援 B 型事業所において指定を受けた日から 1 年間は、平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、当該年度及び翌年度の 1 年間は、5 千円以上 1 万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	<p>(二) 指定を受けた日から 1 年間の就労継続支援 B 型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第 14 の 1 の注 4 の 2 については、新規指定の就労継続支援 B 型事業所において指定を受けた日から 1 年間は、平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、当該年度及び翌年度の 1 年間は、<u>1 日の</u> 5 千円以上 1 万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>
12	P. 224 5 行目 (改正後)	<p>① 就労定着支援の対象者について</p> <p>就労定着支援については、報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 1 に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援 A 型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成 30 年 4 月 1 日に就職した者は、平成 30 年 9 月<u>30</u>日に 6 月に達した者となることから、平成 30 年 10 月 1 日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。</p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が 6 月以上 42 月未満の障害者が利用対象者となるが、</p>	<p>① 就労定着支援の対象者について</p> <p>就労定着支援については、報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 1 に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援 A 型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成 30 年 4 月 1 日に就職した者は、平成 30 年 9 月<u>31</u>日に 6 月に達した者となることから、平成 30 年 10 月 1 日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。</p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が 6 月以上 42 月未満の障害者が利用対象者となるが、</p>



		<p>う観点から、解力や生活等を補う観点から、解力や生活等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p><u>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の3の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p>	<p>う観点から、解力や生活等を補う観点から、解力や生活等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p><u>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の3の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑯の規定を準用する。</p>
14	P.247 15行目 (改正前)	<p><u>⑥ 夜間支援等体制加算の取扱い</u> (-) 報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑥において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	<p><u>⑥ 夜間支援等体制加算の取扱い</u> (-) 報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑤において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>

15	P.247 15 行目 (改正後)	<p>⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(-) <u>報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)について</u>  <u>は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この⑧において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</u></p> <p>ア (略) イ (略) ウ (略)</p>	<p>⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(-) <u>(略)</u></p> <p>ア (略) イ (略) ウ (略)</p>
16	P.250 20 行目 (改正後)	<p>ウ <u>加算の算定方法</u></p> <p><u>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の 1 の (5) の規定を準用して算定するものとする。</u></p> <p><u>1カ所の共同生活住居において 2 人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実</u></p>	<p>ウ <u>(略)</u></p>

	<p><u>際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の 1 の（5）の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第 1 位を四捨五入するものとする。</u></p> <p><u>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 のロの夜間支援等体制加算（Ⅱ）及び同ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）を算定できないものであること。</u></p> <p><u>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う 5 人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が 1,570 人、前年度の開所日数が 365 日の場合の加算額</u>  <math>\rightarrow 1,570 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 4.4 \text{ 人}</math> 小数点第 1 位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が 4 人の加算額（336 単位）を算定</p>	
17	<p>P. 260 2 行目 (改正後)</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が 13 名の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記ウの場合</li> </ul> <p><math>13 \text{ 名} \times 10\% = 1.3 \text{ 名}</math> よって、2 名以上について研修を受講させる計画を定める。</p>	<p>エ (略)</p>

18	P.276 15行目 (改正後)	<p>(3) 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>地域相談支援報酬告示第2の注4の特別地域加算については、第二の2の(1)の⑯の規定を準用する。</p>	<p>(3) 特別地域加算の取扱い</p> <p>地域相談支援報酬告示第2の注4の特別地域加算については、第二の2の(1)の⑯の規定を準用する。</p>
19	P.278 16行目 (改正後)	<p>(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p> <p>サービス利用支援費(I)又は(II)及び継続サービス利用支援費(I)又は(II)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>(2)において算定した件数分</u>について、サービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てるこ。</p>	<p>(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p> <p>サービス利用支援費(I)又は(II)及び継続サービス利用支援費(I)又は(II)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>40件目(相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。))</u>以降の件数分について、サービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当てるこ。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てるこ。</p>
20	P.281 2行目 (改正後)	<p>(8) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて</p> <p>計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算す</p>	<p>(8) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱い</p> <p>計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算す</p>

		ものであること。	ものであること。
21	P.288 8行目 (改正後)	<p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた<u>利用者</u>が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第四において「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p>	<p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた<u>障害児</u>が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第四において「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p>
22	P.290 10行目 (改正後)	<p>(3) 手続</p> <p>第四の6の<u>(3)</u>の規定を準用する。</p>	<p>(3) 手續</p> <p>第四の6の<u>(4)</u>の規定を準用する。</p>

- 別紙2「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

No.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 8 18行目 (改正前)	<p>(3) 多機能型事業所について</p> <p>基準第2条第16号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十四</u>を参照されたい。</p>	<p>(3) 多機能型事業所について</p> <p>基準第2条第16号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十五</u>を参照されたい。</p>
2	P. 8 18行目 (改正後)	<p>(3) <u>多機能型事業所について</u></p> <p><u>基準第2条第17号に規定する多機能型による事業所</u>（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十六</u>を参照されたい。</p>	(3) <u>(略)</u>
3	P. 27 20行目 (改正前)	<p>c ①のアのa、b又はcに基づき、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提</p>	<p>c ①のアのa、b又はcに基づき、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提</p>

	<p>供責任者を配置するものとする。</p> <p>従って、具体例を示すと別表4、6及び7に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、(2)の②のアからオまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p>	<p>供責任者を配置するものとする。</p> <p>従って、具体例を示すと別表4から6までに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、(2)の②のアからオまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。<u>第三の1の(7)②アを除き、</u>以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p>
--	---	--

		以下、今回省略	以下、今回省略
4	P. 33 14 行目 (改正後)	<p>③ <u>移動支援事業との兼務について</u>  <u>サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第5条第26項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</u>  <u>指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業者に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて(2)の①の基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。</u>  <u>なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。</u>  <u>また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、①のイのa又はb（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。</u></p>	<p>③ <u>(略)</u></p>
5	P. 54 24 行目 (改正後)	<p>(3) 準用（基準第43条の4）  <u>指定居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準のうち、基準第4条（第3項及び第4項を除く。）、第5条第2項及び第3項、第6条から第42条までについては、共生型居</u></p>	<p>(3) 準用（基準第43条の4）  <u>指定居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準のうち、基準第4条（第3項及び第4項を除く。）、5条第2項及び第6条から第42条までについては、共生型居宅介護及び</u></p>

		宅介護及び共生型重度訪問介護に準用されるものであることから、1の（1）から（29）（共生型重度訪問介護については（3）の④を除く。）までを参照されたい。	共生型重度訪問介護に準用されるものであることから、1の（1）から（29）（共生型重度訪問介護については（3）の④を除く。）までを参照されたい。
6	P.55 17行目 (改正後)	<p>(5) 共生型サービスと称することについて</p> <p>地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）の両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの</li> <li>・ 障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たして両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの</li> <li>・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているもの</li> </ul> <p>についても「共生型サービス」と称することができるこ と。</p>	<p>(5) 共生型サービスと称することについて</p> <p>地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）の両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの</li> <li>・ 障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たして両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの</li> <li>・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、 <u>障害福祉介護保険</u>の基準該当サービスを活用して一 体的にサービス提供しているもの</li> </ul> <p>についても「共生型サービス」と称することができるこ と。</p>
7	P.78 4行目 (改正前)	<p>(24) 準用（基準第76条）</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第36条、第37条第1項及び第38条から第40条までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）及び（24）から（27）までを参照されたい。</p>	<p>(24) 準用（基準第76条）</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、<u>第19条</u>、第20条、第36条、第37条第1項及び第38条から第40条までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）及び（24）から（27）までを参照されたい。</p>
8	P.93 9行目 (改正後)	<p>(2) 準用（基準第93条の5）</p> <p>① 基準第93条の5の規定により、基準第9条から第17</p>	<p>(2) 準用（基準第93条の5）</p> <p>① 基準第93条の5の規定により、基準第9条から第17</p>

		<p>条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 77 条、第 79 条及び前節（第 93 条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、<u>第三</u>の 3 の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで、<u>第四</u>の 2、<u>第四</u>の 3 の(6)から(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)から(23)まで、<u>第五</u>の 3 ((11)を除く)を参照されたいこと。</p> <p>② ①により準用される第 10 条については、<u>第五</u>の 3 の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される<u>基準第 58 条</u>で定める生活介護計画について、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に關し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>	<p>条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 77 条、第 79 条及び前節（第 93 条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、<u>第三</u>の 3 の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで、<u>第四</u>の 2、<u>第四</u>の 3 の(6)から(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)から(23)まで、<u>第五</u>の 3 ((11)を除く)を参照されたいこと。</p> <p>② ①により準用される第 10 条については、<u>第五</u>の 3 の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される<u>基準 58 条</u>で定める生活介護計画について、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に關し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>
9	P.95 20 行目 (改正前)	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当生活介護の基準（基準第 94 条）</p> <p>基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当生活介護の基準（基準第 94 条）</p> <p>基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事</p>

	<p>業者（<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「<u>指定居宅サービス等基準</u>」という。）第 93 条第 1 項に規定する<u>指定通所介護事業者</u>をいう。）又は<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>（<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準</u>」という。）第 20 条に規定する<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>をいう。）（以下「<u>指定通所介護事業者等</u>」という。）が、その地域において<u>指定生活介護事業所</u>が少ないなど、<u>指定生活介護</u>を受けることが困難な障害者に対して、<u>指定通所介護</u>（<u>指定居宅サービス等基準</u>第 92 条に規定する<u>指定通所介護</u>をいう。）又は<u>指定地域密着型通所介護</u>（<u>指定地域密着型サービス基準</u>第 19 条に規定する<u>指定地域密着型通所介護</u>をいう。）（以下「<u>指定通所介護等</u>」という。）を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準</u>第 93 条第 1 項に規定する<u>指定通所介護事業所</u>をいう。）又は<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>（<u>指定地域密着型サービス基準</u>第 20 条に規定する<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>をいう。）（以下「<u>指定通所介護事業所等</u>」という。）の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。（基準第 94 条第 2 号）</p>	<p>業者が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。（基準第 94 条第 2 号）</p>
--	---	--

	<p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条第 3 号）</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支</p>	<p>② 指定通所介護事業所の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条第 3 号）</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援</p>
--	---	--



	<p>能型住宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型住宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型住宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等の登録者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するためには該指定小規模多機能型住宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人（サテライト型指定小規模多機能型住宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型住宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18 人）以下とすること。（基準第 94 条の 2 第 1 号）</p> <p>② 当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等の通いサ</p>	<p>能型住宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型住宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型住宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等の登録者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス<u>又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令</u>（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを利用するためには該指定小規模多機能型住宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人（サテライト型指定小規模多機能型住宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型住宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18 人）以下とすること。（基準第 94 条の 2 第 1 号）</p> <p>② 当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等の通いサ</p>
--	--	--

	<p>サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第 94 条の 2 第 2 号）</u></p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人      イ 登録定員が 28 人の場合、17 人      ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。（基準第 94 条の 2 第 3 号）</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護と</p>	<p>サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第 94 条の 2 第 2 号）</p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人      イ 登録定員が 28 人の場合、17 人      ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。（基準第 94 条の 2 第 3 号）</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護と</p>
--	---	--

	<p>みなされる通いサービス、第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条の2第4号）</p> <p>⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上</p>	<p>みなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条の2第4号）</p> <p>⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上</p>
--	--	--

	<p>で、必要な技術的支援を受けていること。(基準第 94 条の 2 第 5 号)</p> <p>(3) 準用 (基準第 95 条)</p> <p>基準第 82 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の 3 の(1) (第三の 3 の(11) の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。</p>	<p>で、必要な技術的支援を受けていること。(基準第 94 条の 2 第 5 号)</p> <p>(3) 準用 (基準第 95 条)</p> <p>基準第 82 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の 3 の(1) (第三の 3 の(11) の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。</p>
10	<p>P. 95 20 行目 (改正後)</p> <p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準  <u>(1) 基準該当生活介護の基準 (基準第 94 条)</u>  <u>基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事業者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業者 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。) 第 20 条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。) (以下「指定通所介護事業者等」という。) が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護 (指定居宅サービス等基準第 92 条に規定する指定通所介護をいう。) 又は指定地域密着型通所介護 (指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。) を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、</u></p>	<p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準  <u>(略)</u></p>

	<p>次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第 93 条</u>第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は<u>指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 20 条</u>に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「<u>指定通所介護事業所等</u>」という。）の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。（<u>基準第 94 条第 2 号</u>）</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。なお、<u>指定通所介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健</u></p>
--	---

	<p>福祉部長通知)に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条第3号）</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第94条第4号）</p> <p><u>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第94条の2）</u></p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下</p>
--	---

	<p>「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 54 条の 12 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 6 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人（サ</p>
--	--

	<p><u>テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18 人）以下とすること。（基準第 94 条の 2 第 1 号）</u></p> <p><u>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 6において準用する指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第 94 条の 2 第 2 号）</u></p> <p><u>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人</u></p> <p><u>イ 登録定員が 28 人の場合、17 人</u></p>	
--	---	--

	<p>ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。（基準第 94 条の 2 第 3 号）</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 6 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実</p>
--	--

		<p>施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条の2第4号）</p> <p><u>⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第94条の2第5号）</u></p> <p><u>(3) 準用（基準第95条）</u></p> <p><u>基準第82条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の3の（1）（第三の3の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</u></p>	
11	P.113 12行目 (改正後)	<p>(2) 準用（基準第125条の4）</p> <p>基準第125条の4の規定により、基準第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、<u>第三の3の（1）、（3）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、（18）、（24）から（29）まで、第四の1の（7）、第四の3の（9）まで、（15）、（17）から（19）まで、（21）、（22）、第五の3の（6）、（9）、（10）、第六の4（（7）、（8）を除く）</u>を参照されたいこと。</p>	<p>(2) 準用（基準第125条の4）</p> <p>基準第125条の4の規定により、基準第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、<u>第三の3の（1）、（3）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、（18）、（24）から（29）まで、第四の1の（7）、第四の3の（9）まで、（15）、（17）から（19）まで、（21）、（22）、第五の3の（6）、（9）、（10）、第六の4（（7）、（8）を除く）</u>を参照されたいこと。</p>

		<p>なお、基準第123条第3号の規定について、共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員5人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が4人、指定短期入所生活介護等の利用者が1人であっても、共生型短期入所の利用者が2人、指定短期入所生活介護等の利用者が3人であっても、差し支えない。</p>	<p>なお、基準第123条第3号の規定について、共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) <u>定員5人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が4人、指定短期入所生活介護等の利用者が1人であっても、共生型短期入所の利用者が2人、指定短期入所生活介護等の利用者が3人であっても、差し支えない。</u></p>
12	P.114 9行目 (改正後)	(3) その他の共生型サービスについて 生活介護と同様であるので、 <u>第五の4の(3)</u> を参照されたい。	(3) その他の共生型サービスについて 生活介護と同様であるので、 <u>第5の4の(5)</u> を参照されたい。
13	P.114 12行目 (改正前)	<p><u>5 基準該当障害福祉サービスの基準</u></p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の2）</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94</p>	<p><u>5 基準該当障害福祉サービスの基準</u></p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の2）</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94</p>

	<p>条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス</u>若しくは<u>第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス</u>又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6 人）までの範囲内とすること。</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね <math>7.43\text{ m}^2</math> 以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者</p>	<p>条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供すること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6 人）までの範囲内とすること</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね <math>7.43\text{ m}^2</math> 以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者</p>
--	--	--

		<p>及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 準用（第125条の3） 第120条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p>	<p>及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 準用（第125条の3） 第120条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p>
14	P.114 12行目 (改正後)	<p>6 基準該当障害福祉サービスの基準</p> <p><u>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の5）</u> <u>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</u> <u>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基</u></p>	6 基準該当障害福祉サービスの基準

	<p><u>準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。</u></p> <p><u>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）までの範囲内とすること。</u></p> <p><u>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 m<sup>2</sup>以上であること。</u></p> <p><u>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 準用（第125条の6）</u>  <u>第120条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</u></p>		
15	P.131 8行目 (改正前)	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第163条の2）	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第163条の2）

		<p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の<u>(2)</u>を参照されたい。この場合において「第五の4の<u>(2)</u>の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p>	<p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の<u>(1)</u>を参照されたい。この場合において「第五の4の<u>(1)</u>の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p>
16	P.131 8行目 (改正後)	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第163条の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の5の<u>(2)</u>を参照されたい。この場合において第五の5の<u>(2)</u>の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第163条の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の5の<u>(1)</u>を参照されたい。この場合において第五の5の<u>(1)</u>の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p>
17	P.139 16行目 (改正後)	<p>(2) 準用（第171条の4）</p> <p>① 基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節（第169条及び<u>第171条</u>を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の3の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の1の（7）、3の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）、（22）並びに第五の</p>	<p>(2) 準用（第171条の4）</p> <p>① 基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節（第169条及び<u>第171条</u>を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の3の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の1の（7）、3の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）、（22）並びに第五の</p>

		<p>3の（4）の2から（10）まで並びに第八の3の（2）及び（3）並びに第九の3の（1）から（3）まで（（2）の③を除く。）を参照されたいこと。</p> <p>② ①により準用される第10条については、第五の3の（11）の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される<u>基準第58条</u>で定める自立訓練（生活訓練）計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（生活訓練）計画に相当する計画を作成するよう努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>	<p>3の（4）の2から（10）まで並びに第八の3の（2）及び（3）並びに第九の3の（1）から（3）まで（（2）の③を除く。）を参照されたいこと。</p> <p>② ①により準用される第10条については、第五の3の（11）の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される<u>基準第58条</u>で定める自立訓練（生活訓練）計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（生活訓練）計画に相当する計画を作成するよう努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>
18	P.141 18行目 (改正前)	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の（2）を参照されたい。この場合において第五の4の（2）の④の「介護分野」とあるのは、「<u>地域生活（知的・精神）分野</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の（2）を参照されたい。この場合において第五の4の（2）の④の「介護分野」とあるのは、「<u>地域生活（身体）分野</u>」と読み替えるものとする。</p>
19	P.141 18行目 (改正後)	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の5の（2）を参照</p>	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の5の（2）を参照</p>

		されたい。この場合において第五の5の(2)の④の「介護分野」とあるのは、 <u>「地域生活（知的・精神）分野」</u> と読み替えるものとする。	されたい。この場合において第五の5の(2)の④の「介護分野」とあるのは、 <u>「地域生活（身体）分野」</u> と読み替えるものとする。
20	P.147 22行目 (改正前)	<p>(5) 準用（基準第184条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73<u>条</u>から第75条まで、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第九の3の(3)を参照されたい。<u>この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>(5) 準用（基準第184条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73から第75条まで、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第九の3の(3)を参照されたい。</p>
21	P.147 22行目 (改正後)	<p>(8) 準用（基準第184条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73<u>条</u>から第75条</p>	<p>(8) 準用（基準第184条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73から第75条ま</p>

	<p>まで、第 84 条から第 92 条まで、第 159 条、第 160 条及び第 170 条の 2 の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(4) から (7) まで、(9)、(10)、(13)、(17)、(24) 及び (26) から (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6 月に 1 回以上」とあるのは、「3 月に 1 回以上」とする。)、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (3) から (10) まで並びに第八の 3 の (1) 及び (2) 並びに第九の 3 の (3) を参照されたい。<u>この場合において第八の 3 の (2) の②の「2 以上の生活支援員」とあるのは、「2 以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時 1 人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時 1 人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>で、第 84 条から第 92 条まで、第 159 条、第 160 条及び第 170 条の 2 の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(4) から (7) まで、(9)、(10)、(13)、(17)、(24) 及び (26) から (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6 月に 1 回以上」とあるのは、「3 月に 1 回以上」とする。)、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (3) から (10) まで並びに第八の 3 の (1) 及び (2) 並びに第九の 3 の (3) を参照されたい。</p>	
22	<p>P.157 1 行目 (改正前)</p>	<p>(10) 準用 (基準第 197 条)</p> <p>① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 86 条から第 88 条まで、第 90 条から第 92 条まで、第 159 条及び第 160 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(3) から (7) まで ((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (5) から (7) まで、(9) 及び (10) 並びに第八の</p>	<p>(10) 準用 (基準第 197 条)</p> <p>① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 86 条から第 88 条まで、第 90 条から第 92 条まで、第 159 条及び第 160 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(3) から (7) まで ((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (5) から (7) まで、(9) 及び (10) 並びに第八の</p>

		3の（1）及び（2）を参照されたい。 <u>この場合において第八の3の（2）の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	3の（1）及び（2）を参照されたい。
23	P.157 1行目 (改正後)	<p>(10) 準用（基準第197条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（4）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、（24）及び（26）から（28）まで並びに第四の3の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の3の（5）から（7）まで、（9）及び（10）並びに第八の3の（1）及び（2）並びに第十の3の（1）及び（7）を参照されたい。<u>この場合において第八の3の（2）の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>(10) 準用（基準第197条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（4）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、（24）及び（26）から（28）まで並びに第四の3の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の3の（5）から（7）まで、（9）及び（10）並びに第八の3の（1）及び（2）並びに第十の3の（1）及び（7）を参照されたい。</p>
24	P.158 24行目	(2) 準用（基準第202条）	(2) 準用（基準第202条）

	(改正前)	<p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十一の3の(4)から(6)までを参照されたい。<u>この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十一の3の(4)から(6)までを参照されたい。</p>
25	P.158 24行目 (改正後)	<p>(2) 準用 (基準第202条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されるこ</p>	<p>(2) 準用 (基準第202条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されるこ</p>

		<p>とから、第三の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)及び(26)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十の3の(1)及び(7)並びに第十一の3の(5)から(7)までを参照されたい。<u>この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>とから、第三の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)及び(26)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十の3の(1)及び(7)並びに第十一の3の(5)から(7)までを参照されたい。</p>
26	P.163 3行目 (改正後)	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、関係機関等と連携を図り、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を<u>継続</u>して営むことができるよう必要な支援を行うこと</p>	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、関係機関等と連携を図り、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を<u>継続的</u>して営むことができるよう必要な支援を行うこと</p>
27	P.167 6行目 (改正後)	<p>④ その他運営に関する重要事項（第8号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け<u>障障発0707第1号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	<p>④ その他運営に関する重要事項（第8号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け<u>障障発0707第1号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>
28	P.177 19行目	ア 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確	ア (略)

	(改正後)	保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業、若しくは、「 <u>地域生活支援事業等</u> の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙1「 <u>地域生活支援事業実施要綱</u> 」の別記11の <u>(5)</u> イの(イ)のコーディネート事業又はこれらに準ずるものを指定共同生活援助事業と併せて実施することが考えられる。	
29	P. 187 20行目 (改正後)	<p><u>(8) 勤務体制の確保等（基準第212条）</u></p> <p><u>① 従業者の勤務体制</u></p> <p><u>利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</u></p> <p><u>また、基準第212条第2項は、指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。</u></p> <p><u>② 生活支援員の業務の外部委託</u></p> <p><u>同条第3項は、指定共同生活援助事業者は原則として、指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならないが、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令</u></p>	

	<p><u>を確実に行うことができる場合は、指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。</u></p> <p><u>同条第4項の規定は、当該委託を行う指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（I）及び（III）の確認の結果を記録しなければならない。</u></p> <p><u>ア 委託に係る業務（以下②において「委託業務」という。）の範囲</u></p> <p><u>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</u></p> <p><u>（I）受託者の従業者により、当該委託業務が基準第十六章第四節の運営に関する基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</u></p> <p><u>（II）委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。</u></p>	
--	---	--

		<p><u>(III) 委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（II）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</u></p> <p><u>(IV) 受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</u></p> <p><u>(V) その他当該委託業務の適切な実施を確保するため必要な事項</u></p> <p><u>③ 研修への参加</u></p> <p><u>同条第5項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。</u></p>	
30	P.197 16行目 (改正後)	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意（基準第213条の17）</p> <p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名</u></p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意（基準第213条の17）</p> <p><u>（略）</u></p>

	<p>称、評価結果の開示状況) 等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならぬこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容</li> <li>ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日</li> <li>オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</li> </ul> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p>
--	---

31	<p>P.202 18行目 (改正後)</p>	<p>⑥ 準用（基準第213条の22）</p> <p><u>基準第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第170条の2、第210条の2から第210条の6まで、第211条、第211条の2及び第212条の2から第212条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(3)②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)並びに第十五の3の(1)から(6)まで及び(9)から(11)までを参照されたい。</u></p> <p><u>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用される基準第74条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十五の3の(12)を参照されたい。</u></p>	<p>⑥ 準用（基準第213条の22）</p> <p><u>(略)</u></p>
----	-----------------------------	---	---

○ 別紙3「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

No.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.62 20行目 (改正後)	<p>③ 施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活<u>を</u>営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</p>	<p>③ 施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活<u>が</u>営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</p>

- 別紙4 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.31 22行目 (新・旧)	<p><u>第四 附則</u></p> <p><u>従業者の経過措置（基準附則第2条）</u></p> <p><u>基準附則第2条は、平成24年4月1日前に、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」（平成20年5月30日障発第0530001号当職通知別紙）により「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を実施していた事業所であって、直ちに相談支援専門員を配置することが困難な事業所について、サービスの提供体制を確保する観点から、指定地域移行支援の事業を実施することができるよう経過措置として規定したものである。</u></p> <p><u>なお、当該事業所については、できる限り速やかに相談支援専門員を配置することが望ましい。</u></p>	<p><u>※ 欠落</u></p>

○ 別紙5「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.25 22行目 (改正後)	<p>⑥ その他運営に関する重要事項（第8号）</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け<u>障障発0707第1号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	<p>⑥ その他運営に関する重要事項（第8号）</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け<u>障障発0707第1号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>

○ 別紙1「「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.40 17 行目 (改正後)	② ①で準用される <u>基準第27条</u> で定める児童発達支援計画について、指定生活介護事業所等に児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するよう努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。	② ①で準用される <u>基準27条</u> で定める児童発達支援計画について、指定生活介護事業所等に児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するよう努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
2	P.42 22 行目 (改正前)	③ 基準該当児童発達支援の単位 基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の1の(1)の④を参照されたい。	③ 基準該当児童発達支援の単位 基準該当児童発達支援の単位については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の1の(1)の①を参照されたい。
3	P.42 22 行目 (改正後)	③ <u>基準該当児童発達支援の単位</u> <u>基準該当児童発達支援の単位</u> については、指定児童発達支援と同趣旨であるので第三の1の(1)の⑤を参照されたい。	③ <u>(略)</u>
4	P.45 18 行目 (改正後)	(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第54条の12) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する	(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(基準第54条の12) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する

	<p>通いサービスを除く。以下この条において同じ。) を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第54条の<u>12</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の<u>12</u>の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及</p>	<p>通いサービスを除く。以下この条において同じ。) を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は基準第54条の<u>8</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の<u>8</u>の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及</p>
--	--	--

び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。	② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第54条の <u>12</u> の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の6において準用する基準第54条の <u>12</u> の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。
ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人	び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

	<p>イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の<u>12</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 6 において準用する基準第 54 条の<u>12</u>の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事</p>	<p>イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は基準第 54 条の<u>8</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 6 において準用する基準第 54 条の<u>8</u>の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事</p>
--	--	--

		<p>者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。</p> <p>⑤ (略)</p>
5	P. 55 22 行目 (改正前)	<u>(5) 準用 (基準第 71 条)</u>	<u>(6) 準用 (基準第 71 条)</u>
6	P. 55 22 行目 (改正後)	<p>(3) 準用 (基準第 71 条)</p> <p>基準第 71 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条、第 51 条第 1 項及び第 52 条から第 54 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の 3 の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。この場合、(15)中<u>「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン (平成 29 年 7 月 24 日障発 0724 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>」とあるのは<u>「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン (平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(1) 設備について</p> <p>共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の 4</p>	<p>(3) 準用 (基準第 71 条)</p> <p>基準第 71 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条、第 51 条第 1 項及び第 52 条から第 54 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の 3 の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。この場合、(15)中<u>「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン (平成 29 年 7 月 24 日障発 0724 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>」とあるのは<u>「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン (平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(1) 設備について</p> <p>共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の 4</p>

	<p>の(4)を参照されたい。</p> <p>(2) 準用 <u>(基準第71条の3)</u></p> <p>① <u>基準第71条の3</u>により、第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用されるものであるから、第三の1の（3）、3の（2）から（11）まで、（13）から（19）まで、（21）、（23）から（33）まで、（35）から（37）まで、（38）の①、（39）から（41）まで、4の（1）から（3）を参照されたい。</p> <p>② ①で準用される<u>基準第27条</u>で定める放課後等デイサービス計画については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の（5）の②を参照されたい。</p>	<p>の(4)を参照されたい。</p> <p>(2) 準用 <u>(基準第71条の2)</u></p> <p>① <u>基準第71条の2</u>により、第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用されるものであるから、第三の1の（3）、3の（2）から（11）まで、（13）から（19）まで、（21）、（23）から（33）まで、（35）から（37）まで、（38）の①、（39）から（41）まで、4の（1）から（3）を参照されたい。</p> <p>② ①で準用される<u>基準第27条</u>で定める放課後等デイサービス計画については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の（5）の②を参照されたい。</p>
7	<p>P.57 9行目 (改正後)</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第71条の3） <u>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の5の(1)を参照されたい。</u></p> <p>(2) 設備（基準第71条の4） <u>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の5の(2)を参照されたい。</u></p>	<p>(1) 従業者の員数（基準第71条の3）</p> <p>① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)</p> <p>(2) 設備（基準第71条の4） 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の<u>4</u>の(2)を参照されたい。</p>

	<p>(3) 利用定員（基準第71条の5）</p> <p>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の<u>5</u>の(3)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用（基準第71条の6）</p> <p>第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条まで、第54条の10から第54条の12まで、第65条及び第70条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで（(38)の②を除く。）、第三の<u>5</u>の(5)から(7)までを参照されたい。</p>	<p>(3) 利用定員（基準第71条の5）</p> <p>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の<u>4</u>の(3)を参照されたい。</p> <p>(4) 準用（基準第71条の6）</p> <p>第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条まで、第54条の10から第54条の12まで、第65条及び第70条（第1項を除く。）及び第70条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで（(38)の②を除く。）、第三の<u>4</u>の(5)から(7)まで、第五の3の(3)及び(4)を参照されたい。</p>
--	---	---

○ 別紙2「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.20 14行目 (改正後)	<p>⑥ その他運営に関する重要事項（第8号）</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け<u>障障発0707第1号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	<p>⑥ その他運営に関する重要事項（第8号）</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け<u>障障発0707第1号</u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>

○ 別紙3「「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 2 26行目 (改正後)	<p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p>	<p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、<u>共生型障害児通所支援事業者</u>又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p>
2	P. 3 24行目 (改正後)	<p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。</p>	<p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等、<u>共生型障害児通所支援事業所</u>又は基準該当通所支援事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。</p>
3	P. 12 27行目 (改正後)	<p>④ <u>人員欠如減算の具体的取扱い</u></p> <p><u>(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）については、人員基準上必要と</u></p>	<p>④ <u>(略)</u></p>

	<p><u>される員数から 1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。(二)、(三)及び(四)において同じ。)について減算される。</u></p> <p><u>また、人員基準上必要とされる員数から 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。</u></p> <p><u>(二) (一)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。</u></p> <p><u>(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。</u></p> <p><u>(四) 多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。</u></p>
--	--

4	P.37 21行目 (改正後)	<p>⑯の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">以下、今回省略</div>	<p>⑯の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">以下、今回省略</div>
5	P.42 2行目 (改正後)	(iii) 指定通所基準第66条第3項の基準を満たしていること。	(iii) 指定通所基準第66条第3項第1号の基準を満たしていること。
6	P.53 28行目 (改正後)	<p>③ 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の<u>注3の特別地域加算</u>については、2の(4)の②を準用する。</p>	<p>③ 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の<u>注1の2の訪問支援員特別加算</u>については、2の(4)の②を準用する。</p>
7	P.54 1行目 (改正後)	<p>③ 初回加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p>	<p>④ 初回加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p>

	<p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p><u>④ 家庭連携加算の取扱い</u></p> <p>通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</p> <p>なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</p> <p><u>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</u></p> <p>通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p><u>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u></p> <p>通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p>	<p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p><u>⑤ 家庭連携加算の取扱い</u></p> <p>通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</p> <p>なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</p> <p><u>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</u></p> <p>通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p><u>⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u></p> <p>通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p>
--	--	--

P.61 2行目 (改正後)	<p><b>⑬ 地域移行加算の取扱い</b></p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 地域移行加算は、次の<u>ア又はイ</u>のいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p>	<p><b>⑬ 地域移行加算の取扱い</b></p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 地域移行加算は、次の<u>アからウ</u>までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) (略)</p>
-------------------	---	---

9	P.69 18行目 (改正後)	<p>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費（I）又は（II）及び継続障害児支援利用援助費（I）又は（II）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>(2)において算定した件数分</u>について、障害児支援利用援助費（II）又は継続障害児支援利用援助費（II）を割り当て、それ以外の利用者について、<u>障害児支援利用援助費（I）又は継続障害児支援利用援助費（I）</u>を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>	<p>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費（I）又は（II）及び継続障害児支援利用援助費（I）又は（II）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>40件目</u>（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用援助費（II）又は継続障害児支援利用援助費（II）を割り当て、それ以外の利用者について、<u>サービス利用支援費（I）又は継続サービス利用支援費（I）</u>を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>
10	P.80 15行目 (改正後)	<p>10 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は<u>当該障害児通所支援</u>の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあた</p>	<p>10 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は<u>当該障害児通所支援</u>の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあた</p>

		<p>つては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況</p> <p>イ サービス提供時の障害児の状況</p> <p>ウ その他必要な事項</p>	<p>つては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況</p> <p>イ サービス提供時の障害児の状況</p> <p>ウ その他必要な事項</p>
11	P.82 18行目 (改正後)	(2) 手続 第四の <u>11</u> の(2)の規定を準用する。	(2) 手続 第四の <u>12</u> の(2)の規定を準用する。
12	P.83 15行目 (改正後)	(2) 手続 第四の <u>11</u> の(2)の規定を準用する。	(2) 手続 第四の <u>12</u> の(2)の規定を準用する。

○ 別紙「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 3」（平成 30 年 5 月 23 日）の訂正について  
 (変更点は下線部)

No.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P 1 問 3	<p>当該減算については、（仮に平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていたとしても）、平成 30 年 4 月を起点として、適用することとする。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>『サービス提供職員欠如減算』（所定単位数 × 50／100 の適用について）    平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>『サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算』（所定単位数 × 50／100 の適用について）    平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 8 月から適用することとする。</p> <p>『個別支援計画未作成減算』（所定単位数 × 50／100 の適用について）    平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>なお、平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていた事業所に係る同年 4 月<u>以降</u>の減算割合については、上記減算割合（所定単位数 × 50/100）適用までの期間は、（所定単位数 × 70/100）の減算割合を適用する。</p>	<p>当該減算については、（仮に平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていたとしても）、平成 30 年 4 月を起点として、適用することとする。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>『サービス提供職員欠如減算』（所定単位数 × 50／100 の適用について）    平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>『サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算』（所定単位数 × 50／100 の適用について）    平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 8 月から適用することとする。</p> <p>『個別支援計画未作成減算』（所定単位数 × 50／100 の適用について）    平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>なお、平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていた事業所に係る同年 4 月<u>及び</u>5 月の減算割合については、改正前と同様の割合を適用する。</p>